

「指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護」 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(神奈川県指定 第1473600219号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	職員の配置状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	当事業所が提供するサービスと利用料金・・・・・・・・	3
5	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	緊急時 事故 感染症 災害の対応について	7
7	身体拘束取り扱いの対応対策・・・・・・・・	8
8	虐待防止の対応・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9	ご利用の皆様が気持ちよくご利用いただくために	10
10	料金表 別紙	

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 公正会
- (2) 法人所在地 神奈川県横浜市泉区池の谷3901番地1
- (3) 電話番号 045-812-8181
- (4) 代表者氏名 理事長 齋藤智範
- (5) 設立年月 昭和63年 8月 1日

2 ご利用施設

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成12年3月1日指定
(神奈川県第 1473600219号)
*当事業所は特別養護老人ホーム希望苑に併設されています。

(2) 施設の目的

老人福祉法第5条の2第4項に定める老人短期入所事業、介護保険法第7条第13項に規定する短期入所生活介護を行う施設です。要支援又は要介護1から5の認定を受けた方で日常生活上のサービスや機能訓練を行うことを目的としています。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 希望苑
- (4) 事業所の所在地 神奈川県横浜市泉区池の谷3901番地1
- (5) 電話番号 045-812-8181
- (6) 施設長(管理者)氏名 福島秀幸
- (7) 当施設の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他、日常生活上の世話及び機能訓練を

行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(8) 開設年月 平成12年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休
受付時間 月曜日～土曜日 9時～17時

(10) 利用定員 4人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として2人部屋ですが、本人の身体上の状況により事業者側で指定させていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)		多床室
2人部屋	2 室	多床室
4人部屋		多床室
合計	2 室	多床室
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器] 肩、手間接屈曲伸展 前腕回内外運動機、他
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1 室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室は多床室(2階、3階) トイレは各階に2箇所(南北廊下)、その他1階に食堂、トイレ、医務室

3 職員の配置状況

当事業所では、指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名
2. 介護職員	2名
3. 生活相談員	1名
4. 看護職員	1名
5. 機能訓練指導員	1名
6. 介護支援専門員	1名
7. 医師	必要数
8. 栄養士	1名

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	毎週木曜日
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 6：45～15：45 3名 日中： 9：30～18：30 10名 遅番： 12：00～21：00 1名 夜間： 17：00～10：30 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 8：45～17：45 3名 遅番： 9：30～18：30 1名
4. 機能訓練指導員	日中： 8：45～17：45 1名

☆ 日祝日、年末年始は上記と異なる場合があります。

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1)利用料金が介護保険給付から給付される場合
- (2)利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き介護保険負担割合証に基づく金額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

ご利用に際しては、在宅におけるケアプランを参考に在宅におけるケアを継続できるように、また、ご本人、ご家族の希望に添ったケアが行われるように、入所時の情報をもとにケアプランの作成を行います。ケアプランには以下のようなサービスが含まれます。

① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂（フロアー）にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 7：30～8：00 昼食 12：00～12：30 夕食 18：00～18：30

※希望により食事時間を変更する事は可能です、但し、食事準備（調理）の時間は変更できません。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの状態でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・希望により浴槽を一般浴槽と機械浴槽を選択することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・当苑は機能訓練の体制を整備しております、実施可能なりハビリ等の行為を実施する事ができます。

⑤ 健康管理

- ・看護職員が面接で伺った様子をもとに、健康管理を行います。
- ・服薬の管理、頓服薬の判断
- ・看護職員、介護職員の協働で実施する口腔内痰の吸引、胃ろうによる経管栄養（接続注入開始を除く）

⑥ 自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦ 記録の開示

- ・ショートステイ利用中の介護記録、及び看護記録は身元引受人の求めに応じて開示します。また、身元引受人の求めがなくても施設側より開示することがあります。
- ・ショートステイ利用中に身体・精神面において変化が生じた場合は、随時、身元引受人へ連絡し、以後の対応をご相談させていただきます。また、定期的なご報告を行います。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞（契約書第7条参照）

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食費に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆当事業所の居住費・食費の負担額

世帯全員が市町村税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられている方の場合は、施設利用の居住費（滞在費）・食事費の負担が軽減されます。

☆負担限度額認定証 交付要件

*第1段階から第3段階②は世帯全員が市民税非課税であること

所得の状況		負担限度額（日額）	
区分	対象者	食費	居住費
第1段階	・高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	300円	0円
第2段階	・合計所得金額と公的年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方 ・預貯金等 単身650万円 配偶者がいる場合1,650万円以下	600円	370円
第3段階①	・合計所得金額と公的年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以上120万円以下の方 ・預貯金等 単身550万円 配偶者がいる場合1,550万円以下	1,000円	370円
第3段階②	・合計所得金額と公的年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円以上の方 ・預貯金等 単身500万円 配偶者がいる場合1,500万円以下	1,300円	370円
第4段階	・市民税課税世帯の方 ・第1段階から第3段階②に該当しない方	1,700円	1,020円

☆ 要件を満たす方で減額認定証をお持ちでない場合には申請が必要です、詳しくは区役所の保険年金課で
ご確認ください

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 食費及び居住費

食費内訳：朝食 450円 昼食 670円 夕食 580円

② 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金は、要した費用の実費とします。

③ 理髪・理容

[理髪サービス]

週に1回、理容師の出張による理髪サービス (調髪1, 500円、顔剃300円) をご利用いただけます。

④ 貴重品の管理

○管理する金銭の形態：日常的に使用する現金(1万円以下)必要以上の現金の持ち込みは
ご遠慮ください。

○個人で所持、携帯される場合には自己責任となります。

○預かりは可能ですが、生活相談員の出勤、勤務時間内での出納となります。予めご注意ください。

⑤ レクリエーション、クラブ活動、行事

	主な行事	備考
1月	初詣 誕生会・喫茶	※行事内容は予定です、何らかの事情で、変更する場合があります。
2月	節分	
3月	雛祭り 慰霊祭	
4月	散策	
5月	春のコンサート 端午の節句 さつま芋の植付け	
6月	散策	
7月	保育園七夕交流会	
8月	ボーイスカウト交流会	
9月	敬老会 保育園交流会	
10月	お祭り 散策	
11月	芋掘り	
12月	作品展 クリスマス会	

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加することができます。

i) 主なレクリエーション行事予定 (利用料金：喫茶、お祭り等で参加費用をいただきます)

ii) クラブ活動 (利用料金：材料代等の実費をいただきます。)

手芸、料理、音楽クラブ、カラオケ、書道 等

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。但し、他の利用者のプライバシーにかかわる閲覧、複写はお断りする場合がございます。

※交付のお申し出は、身元引受人からの申請に限ります。

⑧日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費を負担いただきます。

おむつ、パット代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

⑨契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から、現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金、1日につき11,000円を契約者は支払うものとします。

☆経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と事由について、ご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)(2)の料金・費用は、1日毎に計算し、ご請求しますので、ご契約者はこれを現金で退所日までにお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日2日前までに事業者申し出てください。

○利用予定日の2日前までに申し出がなく、前日及び当日になって利用の中止申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2日前までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の当日に申し出があった場合	当日の利用料金の100%

(何れも、自己負担額相当)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の契約可能期間を契約者に提示します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。また、契約書第12条第3項(原状回復の義務)その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、利用終了日に精算していただきます。

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご家族に連絡の上以後の対応を相談させていただきます。なお、病院へ受診をする際にはご家族の付添いの下、受診をして頂きます

5 苦情の受付について (契約書第24条参照)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職名] 生活相談員

○受付時間 月曜日から土曜日 午前9時～午後5時まで

○苦情受付ボックスを 玄関又は、各階に設置しています。

苦情、疑問、相談など、気になる事がありましたら、お電話等でも伺いますご相談ください。

(2) 行政機関その他苦情受け付け機関

横浜市健康福祉局 高齢施設課	所在地 横浜市中区港町6丁目50番地10 横浜市庁舎16階 電話番号 045-671-3923 FAX 045-641-6408
介護保険課	受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00 電話番号 045-671-4252 FAX 045-681-7789 受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00
神奈川県国民健康保険団体 連合会	所在地 横浜市西区楠木町27-1 電話番号 045-329-3447 受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00
神奈川県介護保険担当	所在地 横浜市中区日本大通1 電話番号 045-210-1111(代) 受付時間 月曜日から金曜日 9:00～17:00

6 送迎範囲

泉区・旭区・瀬谷区・戸塚区の概ね往復に要する時間が1時間程度の範囲とする

在宅から希望苑、希望苑から在宅へ送迎を行う

7 緊急時等における対応方法

利用者に病状の急変が生じた場合、ご家族へ連絡し以後の対応についてご相談させていただきます。

*救急搬送が必要な場合は希望苑に急行していただき救急車への同乗をお願い致します。救急車への同乗、付き添い等は必ずしも行えません。また、付き添った場合等は、施設までの交通費等(タクシー費用等)をご負担頂きます。

*ご契約者の皆様は高齢であり、いつ命に係わる急激な変化が起こるかわかりません、十分ご理解を頂き当苑のサービスをご利用ください。

*ご家族と医療機関との手続き等が発生する場合、施設はその代行は行えません。ご利用者様は高齢であり、そのような急変による呼び出しや、ご家族等による対応が必要である事を十分にご理解の上当施設のショートステイサービスをご利用ください

8 感染症対策

(1) 利用前及び利用中においてインフルエンザ、風邪、疥癬、食中毒等の症状が見られた場合にはご家族へ受診、帰宅などの相談を行います。また、利用前に当施設で感染症が発生している場合にも利用の見合わせなど相談させていただきます。

(2) 感染症の発生時において利用者に対する介護サービスの提供を継続するために事業継続計画を策定し必要な措置を講じます。

(3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します

9 非常災害対策

(1) 非常、その他窮迫の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置に置いて予め対策をたてます。

(2) 非常災害発生時において介護サービスの提供を継続、または介護サービスの早期再開を目指すため事業継続計画（非常災害BCP）を策定し、必要な措置を講じます。

(3) 職員への非常災害BCPを周知するとともに年2回の防災訓練及び研修、訓練を実施します。

(4) 非常災害時に当施設は、通常の介護サービスの他、福祉避難所の役割、地域の避難場所を担うこととなります。

10 事故発生時の対応

・利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者のご家族へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

・賠償すべき事故の場合は誠意をもって対応させていただきます。ただし、施設の故意または過失が認められない事故につきましてはこの限りではありません。

・セーフティ委員会を設置し、事故の検討及び対策を行い、見直しなど行います

・年2回、職員ヘリスクマネジメント研修を実施し事故防止に努めます

11 サービスを終了する場合

当施設は契約が終了する期日は定めていません。契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書17条参照）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 契約者が死亡した場合② 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損又は建替等により、サービスの提供が不可能になった場合⑤ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は、以下をご参照下さい）⑦ <u>事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は、以下をご参照下さい）</u> |
|--|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第18条、第19条参照）

ご契約者から当施設の退所を申し出ることができます。 その場合には、退所を希望する日の7日前までに、身元引受人等よりお申し出ください。 但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象料金、又は介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院等の事態により、医療的な管理が必要な状態となった場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事象が認められた場合 |
|--|

⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第20条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設を退所していただきます。

- ① ご契約者又は身元引受人等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせた場合
- ② ご契約者又は身元引受人等による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者又は身元引受人等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事象を生じさせた場合
- ④ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合、又は、介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑤ その他、集団生活を営む上、介護保険施設の役割などを勘案して、利用継続が困難な状況と判断した場合
- ⑥ 契約者が正当な理由なく3日間以上居室を利用しない場合

1.2 抑制・身体拘束の取り扱いについて及び、緊急時における対応について

希望苑は「指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準」第12条4項「サービスを提供するにあたっては、当該入所者または、他の入所者の生命または身体を保護する為に、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束とその他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」ことから、「拘束のない介護」を目指します。

(1) 拘束の種類と範囲

「拘束」とは身体的拘束及び対応的拘束を指します。

①身体的拘束とは、ご利用者の意思に反し以下のような形態を用いて行動を制限する事を指します。

- * 安全ベルトによる車椅子からの転落防止
- * 日常の生活を営む上で必要な出入り口の封鎖
- * ベッド上での固定、体幹や四肢の固定
- * 過剰な薬物の使用による行動制限

②対応的拘束とは、利用者を精神的に抑制することを指します。

- * ご利用者に威圧的な言動による抑制
- * 利用者の要望に対し、無視や無関心による介護拒否

(2) 情報提供のお願い

性格、行動障害などの危険が伴う状況を伏せられご利用され起こる事故に対しては、当事業所では責任を負いかねます。適切な情報提供をお願いします。

(3) 身体拘束を行う場合 ※原則行いません

身体拘束は精神保健福祉法にて ①切迫性 ②非代替性 ③一時性に該当すれば全てに該当した場合、例外的に可能とありますが、当苑は身体拘束の実施は致しません

安全の確保が困難な状況と判断された場合にはご相談します

(4) 身体拘束適正化

身体拘束適正化に伴う委員会を設置し、定期的に関催を行い、職員への周知を行います
身体拘束の予防、研修を定期的実施します

1.3 高齢者虐待防止対策

- (1) 虐待防止検討委員会を設け、その責任者は管理者とする
- (2) 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。なお、本虐待防止検討委員会は、月次報告会と一体的に行う
- (3) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を実施する
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める

1.4 看護職員、介護職員が共同して実践するケアについて

当施設では厚生労働省の通知（平成22年4月1日医政初0401第17号公正労働省医政局長通知）を受け、ご利用者に対する以下のケアの一部の行為配置医、看護職員の指示の下、看護職員と介護職員が共同して実施する方針としております。

これらのケアは、特別養護老人ホームにおける他の医療的なケアと比べ、医療関係者との連携・共同の下では相対的に危険性が低いとされており、また、施設内においても介護職員への研修体制整備、配置医による看護職員・介護職員への指導の実施、「医療的ケアの安全対策委員会」による実施状況の把握や研修内容の見直しを定期的に行うなど、ご利用者の安全確保に向けて最善を尽くして参ります。

つきましては、施設の方針にご賛同いただき、看護職員と介護職員が共同して実施する以下のケアの実施について同意していただきます

看護職員と介護職員が共同して実施するケア内容

- 口腔内の痰吸引
- 鼻腔内の痰吸引
- 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

1.5 ご利用者の皆様が気持ちよくご利用いただくために

* 希望苑のショートステイは一般棟2F・認知症棟3F 各2床 計4床にて、その方の状況に応じて介護サービスを提供しています。ショートステイの利用者様の他に、本入所一般棟50名・認知症棟46名 合計100名の皆様が利用されています。総合的により良い介護とは何かということをお勧めし、運営理念に沿って介護サービスの提供に努めておりますが、すべてのご希望・ご要望にお応えできない場合や、満床等により、利用期間のご希望に添えない場合もございます。何卒ご理解とご協力をお願い致します。

* ご利用者個々の状態や必要な介護をお勧めし、工夫し、必要と思われる介護、事故のない介護、安全にご利用いただける生活環境作りの実践に努めますが、転倒によるけがや骨折、病状の悪化、発作など発生の可能性があります。

* ショートステイ利用に際し、契約者様及び当苑において、インフルエンザ・新型コロナウイルス・疥癬等の感染症が発生している場合、利用日程の変更や利用をご遠慮いただく場合がございます。

* ショートステイ利用中に医療機関に受診が必要な場合は、ご家族の付添いのもと受診等していただき

ます。

*希望苑に隣接している、新中川病院は救急指定病院ではございません。夜間・休日等の受診はできませんので予めご了承ください。

*ショートステイ利用期間に外出される場合、予定される前日までにご連絡を頂き、所定の用紙で届けることとします

1.6 重要事項説明書の内容について

重要事項の内容は、介護保険制度の改正、又は、施設運営において付随する制度の改正、新設、整備等により変更が生じた場合、事業者はその変更内容を、契約者に書面をもって説明し、更新、変更を行います（契約書第27条参照）